

お知らせ

木更津市 福祉部 介護保険課



1. 処遇改善加算に関すること
2. 運営推進会議に関すること
3. 介護相談員の訪問業務に関すること



1. 処遇改善加算に関すること
2. 運営推進会議に関すること
3. 介護相談員の訪問業務に関すること



令和7年4月・5月 処遇改善加算の書類の提出について

令和7年3月時点の 算定状況	算定区分の変更	計画書の提出の有無	体制届及び体制状況一覧表の 提出の有無
算定している	なし	○	×
	あり	○	○
算定していない	—	○	○

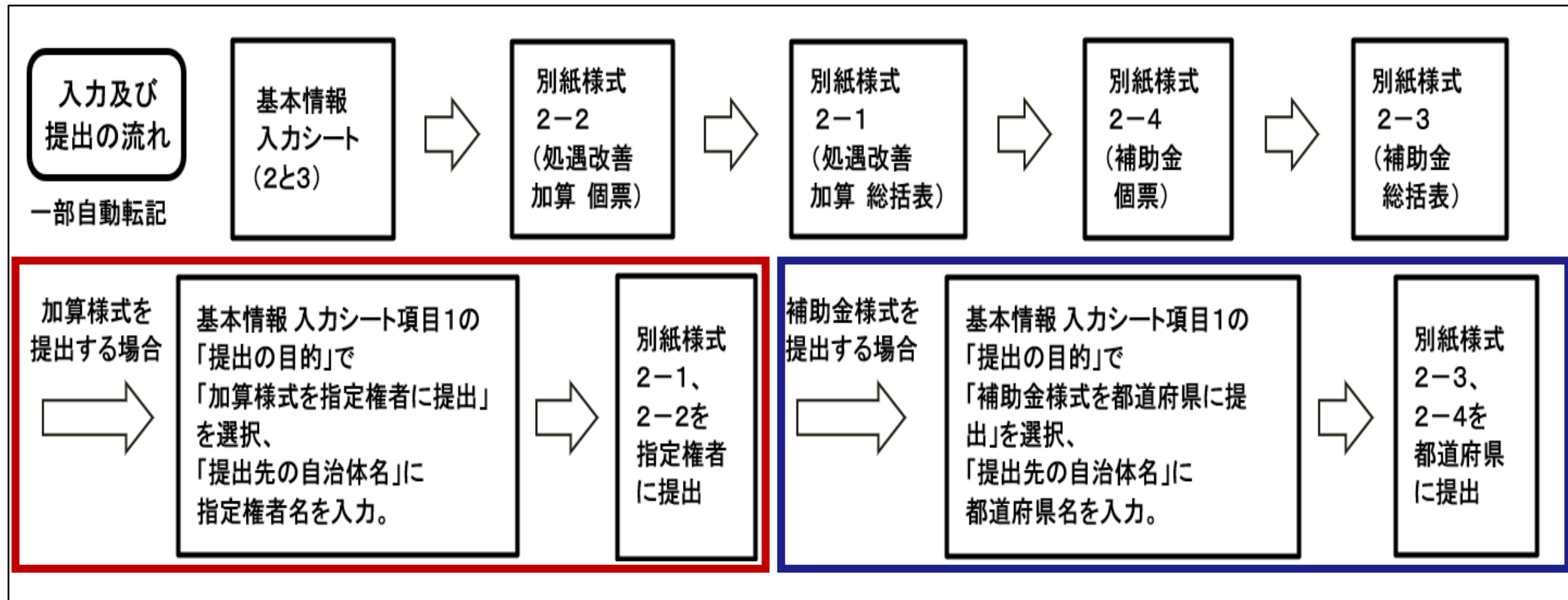
令和7年度からは、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの4種類となり、Ⅴ(1)～(14)の算定区分は無くなりますので、当該区分を算定している事業所は変更が必要です。

令和7年度の処遇改善加算計画書は、介護保険事業費補助金※(介護人材確保・職場環境改善等事業等)との共通の様式となっています。

※介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助するものです。



令和7年4月・5月 処遇改善加算の書類の提出について



令和7年4月・5月 処遇改善加算の書類の提出について

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中
← 厚生労働省老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

介護人材確保・職場環境改善等事業の実施
について
計 25 枚（本紙を除く）

Vol.1352

令和7年2月10日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938)
FAX : 03-3595-4010

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中
← 厚生労働省老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理
手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び「介護
職員等処遇改善加算に関するQ & A（第1版）」について
計 64 枚（本紙を除く）

Vol.1353

令和7年2月10日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938)
FAX : 03-3595-4010

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中
← 厚生労働省老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護人材確保・職場環境等改善事業に
関するQ & A（第1版）」の送付について
計 7 枚（本紙を除く）

Vol.1357

令和7年2月18日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938)
FAX : 03-3595-4010



算定開始月	計画書の締め切り	体制届・体制状況一覧表の締め切り
令和7年4月	令和7年4月15日(火曜)	令和7年4月15日(火曜)
令和7年5月	令和7年4月15日(火曜)	令和7年4月15日(火曜)
令和7年6月	令和7年4月30日(水曜)	令和7年5月15日(木曜)
令和7年7月	令和7年5月31日(土曜)	令和7年6月15日(日曜)
令和7年8月	令和7年6月30日(月曜)	令和7年7月15日(火曜)
令和7年9月	令和7年7月31日(木曜)	令和7年8月15日(金曜)
令和7年10月	令和7年8月31日(日曜)	令和7年9月15日(月曜・祝)
令和7年11月	令和7年9月30日(火曜)	令和7年10月15日(水曜)
令和7年12月	令和7年10月31日(金曜)	令和7年11月15日(土曜)
令和8年1月	令和7年11月30日(日曜)	令和7年12月15日(月曜)
令和8年2月	令和7年12月31日(水曜)	令和8年1月15日(木曜)
令和8年3月	令和8年1月31日(土曜)	令和8年2月15日(日曜)



処遇改善加算の変更届が必要な場合について

処遇改善加算を算定する際に提出した処遇改善計画書の内容に変更が生じた場合、届出が必要です。

1. 会社法(平成17 年法律第86 号)の規定による吸収合併、新設合併等により、**処遇改善計画書の作成単位が変更**となる場合
2. 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る**介護サービス事業所等に増減**(新規指定、廃止等の事由による。)があった場合
3. **キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る適合状況に変更**(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)があった場合
4. **キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)に係る適合状況に変更**があり、算定する**処遇改善加算の区分に変更**が生じる場合(また、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合)
5. 算定する**処遇改善加算の区分の変更**を行う場合及び処遇改善加算を新規に算定する場合
6. **就業規則を改訂**(介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合



令和6年度 処遇改善実績報告書について

対象期間 令和6年4月サービス提供分から令和7年3月サービス提供分まで
(年度途中から加算の算定を開始した場合は、算定開始月のサービス提供分から令和7年3月サービス提供分まで)

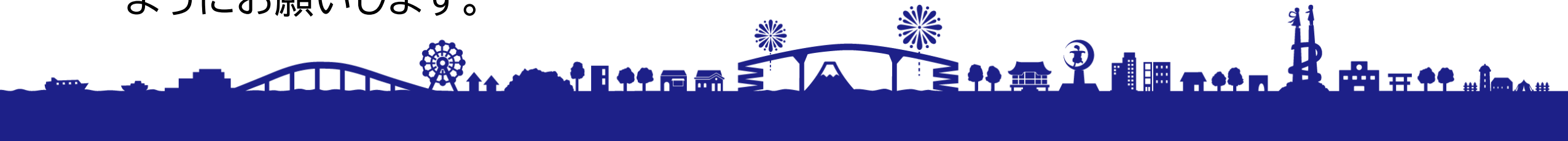
提出期限 令和7年7月31日(木曜)

年度途中で事業所が廃止・休止となった場合、**最終の加算の支払があった月の翌々月の末日**までに、市等へ実績報告書の提出が必要です！！
提出漏れが散見しておりますので、ご留意ください。



【処遇改善加算の書類の提出に関する留意事項】

1. 提出は、持参・メール・郵送のいずれかの方法でお願いします。
2. 提出期限は、市が書類を受け取った日となります。
3. 郵送で提出する場合は、確実に提出期限日までに市に届くようにしてください。
4. 提出期限が土・日・祝日となっているものについては、メールでの場合です。
持参・郵送の場合には、直前の開庁日である金曜日の17時15分までに提出してください。
5. 新規指定の事業所で、開設月より算定を考えている場合は、締め切りを過ぎないようにお願いします。



1. 処遇改善加算に関すること
2. 運営推進会議に関すること
3. 介護相談員の訪問業務に関すること



運営推進会議の開催通知・会議録について

【提出方法】 持参・メール・郵送・ファックスのいずれかの方法

【提出先】 介護保険課 計画推進係

運営推進会議を開催後、**2週間を目処に**会議録の提出をお願いします。
市職員の出席の有無に関わらず、会議録の提出をお願いします。

【記録を作るにあたっての留意事項】

1. 様式は任意様式で構いません。
2. 下記の事項について、入れるようにしてください。
 - ・会議名
 - ・開催日時と場所
 - ・出席者と欠席者
 - ・議題(資料がない場合は詳細に)とそれに関する意見等
 - ・(確定していれば)次回予定日時

誰が発言したのか、
どんな内容が話し合われたのか
わかる会議録を作成しましょう！



1. 処遇改善加算に関すること
2. 運営推進会議に関すること
3. 介護相談員の訪問業務に関すること



介護相談員の訪問について

本市での介護相談員の派遣事業実施にあたり、事業所への受け入れについてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

介護相談員の訪問日の変更・延期が必要となる場合は、
訪問日の前日17時15分までに介護相談員宛てに、ご連絡ください。

※介護相談員が不在の場合は、計画推進系の職員が伝言を承ります。

感染拡大を防ぐため、事業所内で風邪等が流行っている場合も、
感染状況に応じて、訪問日の変更・延期のご検討ください。



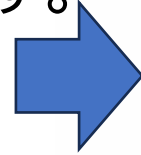
きさポン



集団指導へご参加いただき ありがとうございました。

受講報告を回答フォーム「Logoフォーム」から
事業所(サービス)ごとに行ってください。

3月17日(月曜)までに、回答をお願いします。
こちらのQRコードからアクセスできます。



受講報告の回答をもって、
出席確認とさせていただきます。

市ホームページの集団指導の資料掲載ページからもアクセスできます。

